

明 細 書

作成日：令和 4年 12月 6日

更新日：令和 7年 4月 1日

1 作成者

住所（フリガナ）：アオモリケンカミキタグン（〒039-2127）アオモリケン青森県チヨウキザキ上北郡バンチおいらせ町木崎158番地

名称（フリガナ）：キョウドウクミアイアオモリケンクロ協同組合キョウカイ青森県黒にんにく協会

代表者（管理人）の氏名及び役職：代表理事 佐藤 裕一

ウェブサイトのアドレス：<http://www.96229.jp.com/>

2 農林水産物等の区分

区分名：第5類 農産加工品類

区分に属する農林水産物等：野菜加工品類（黒にんにく）

3 農林水産物等の名称

名称（フリガナ）：アオモリ青森クロの黒アオモリクロにんにく、アオモリ青森黒クロにんにく、Aomori Kuro Ninniku、
Japanese Aomori Black Garlic

4 農林水産物等の生産地

生産地の範囲：青森県

5 農林水産物等の特性

「青森の黒にんにく」は、生産量日本一と高品質を誇る青森県産「にんにく」の大玉品種である「福地ホワイト」の系統のみを原料に使用し、高温熟成により製造した加工食品である。

原料の「にんにく」とは外観や食味が全く異なるものへと変化しており、可食部となるりん片は糖とアミノ酸の化学反応であるメイラード反応により黒色で、ドライフルーツのような食感と甘酸っぱい食味を持ち、そのまま食することができる。

また、免疫に関与するS-アシルシステイン（約20mg/100g）、脳機能に関与するγ-アミノ酪酸（通称「GABA」、約50mg/100g）及びピログルタミン酸（約300mg/100g）、血液の線維素溶解活性の増強に関与するシクロアリン（約100mg/100g）といった機能性関与成分も多く含まれている。

国内はもとより海外でも人気を博しており、生の「にんにく」とは異なる外観や食味から新たな料理素材としても注目を集め、ヨーロッパの複数のミシュランガイド星付きレストランにおいて様々な料理に採用されるなど国内外の需要者から高く評価されている。

平成 30 年には、「青森県黒にんにく協会推奨商品認定制度」（以下「協会認定制度」という。）によるブランド化と海外 25 か国への輸出実績が認められており、平成 30 年度には地産地消等優良活動表彰食品産業部門において農林水産大臣賞を受賞している。

6 農林水産物等の生産の方法

「青森の黒にんにく」の生産の方法は、以下のとおりである。

(1) 原料

青森県内で栽培された寒地系統の大玉品種である「福地ホワイト」の在来種又はこの改良種（以下「福地ホワイト系」という。）を原料として用いる。

(2) 生産方法

原料の可食部に当たるりん片の水分含量を保ったまま、外皮、保護葉、花茎(芯)及び盤茎部の水分含量を十分乾燥させたのち一定期間、加熱熟成を行う。

(3) 出荷規格

出荷規格は、水分 45%以上 65%以下、糖度 40 度以上、pH4.6 未満とする。

(4) 最終製品としての形態

「青森の黒にんにく」の最終製品としての形態は、野菜加工品（黒にんにく）である。

7 農林水産物等の特性がその生産地に主として帰せられるものであることの理由

「青森の黒にんにく」の生産地である青森県では、正徳 2 年(1712 年)に医師の寺島良安により編纂された百科事典「和漢三才図会」において、「奥州津軽南部之蒜大而径二寸」と記述され、当時から青森の「にんにく」が大きかったことが伝えられている。

「青森の黒にんにく」の原料に使用されている「にんにく」品種の「福地ホワイト系」は、青森県福地村（現南部町福地地区）で栽培されてきた寒地系統の在来種「福地ホワイト六片」とその改良種で、可食部のりん片の数が 6 個前後と中国や西日本で栽培される暖地系統の 8 片種や 12 片種と比べりん片が極めて大きく、「にんにく」特有の香りと辛味やえぐみが少ないことや、まろやかな甘みがあることから市場関係者から高く評価されている。

青森県では、昭和 40 年代から「福地ホワイト系」の生産に適した冷涼な気象条件の下で本格的な「にんにく」の生産を開始し、現在は国内出荷量の約 7 割を占め、日本一の生産量を誇っており、「青森の黒にんにく」の生産基盤として高品質な原料の供給を可能としている。

「黒にんにく」の発祥は、三重県と言われているが、青森県では上北郡天間林村（現：七戸町）にその製法が伝わると、長年の「にんにく」生産で蓄積された乾燥技術を基盤とした生産者が製造した「黒にんにく」が道の駅などで販売されるようになり、平成 18 年 3 月に、弘前大学医学部佐々木甚一教授（当時）の動物試験で強い抗腫瘍活性（マウスの癌で 50%の完治率）が確認され、このことが新聞やメディアで「生より強い抗がん作用」と報じられた結果、急激に需要が拡大し生産量も増加したが、当時は品質を比較する指標がなかったため商品のバラツキが大きく、加工業者の製造方法も様々であった。

このことから、平成 20 年に青森県内の「黒にんにく」製造販売事業者を会員として発足した任意団体「青森県黒にんにく協会」（以下「協会」という。）が、「黒にんにく」

の食味や食品表示などの確認審査を第三者機関で行う協会認定制度を策定、翌平成 21 年から運用を開始しており、青森県産の「にんにく」のみを使用した「青森の黒にんにく」の品質向上とブランド展開を推進し、国内外のマーケットを拡大してきた。

この結果、原料である「にんにく」の需要も増大し、取引価格も向上しており、「青森の黒にんにく」は地域の重要な産業に成長している。

8 農林水産物等の特性が確立したものであることの理由

青森県における「黒にんにく」の生産は、平成 16 年に県内初の開発が始まり、平成 18 年から製造方法と品質向上のための研究開発が進められ、翌平成 19 年には本格的な量産が開始されている。

この頃から国内市場で台頭した生産業者が中心となり、「青森の黒にんにく」のブランド化を目指しており、平成 20 年に協会を組織してからは、同年のスペイン、翌平成 21 年のスイスへの輸出を皮切りに海外展開を取り進む中で、品質に関する科学的な根拠と第三者による評価が求められるようになった。

このため、平成 21 年から運用している協会認定制度の評価方法の精度をさらに高めるため、地方独立行政法人青森県産業技術センター農産物加工研究所と連携し、スコア制の評価方法を導入して品質の向上に努めており、これまでに同制度の認証者が添付を許される認定マークは平成 21 年 7 月から平成 30 年 3 月までに 1,110 万点以上の商品に使用されている。

協会は、平成 25 年に事業協同組合として法人化し、これを機に組合員における「青森の黒にんにく」のロゴを使用した統一出荷を進めており、平成 28 年 9 月 6 日には、協会主催による「第 1 回世界黒にんにくサミット in 青森 2016」を開催し、海外の 5 か国と国内の 28 都道から約 500 名が来場するなど、毎年、同イベントの規模を拡大している。

平成 30 年には、NPO 法人黒にんにく国際会議を設立し、「黒にんにく」に関する製造施設の自主的な衛生管理等を推進するとともに、より安全な「黒にんにく」の提供と消費者の「黒にんにく」に対する安心の確保を図ることを目的として「黒にんにくにおける食品安全認証制度 (FSC)」を制定しており、現在、「青森の黒にんにく」は、国内はもとより、アジア、ヨーロッパ、アメリカへも販路を伸ばし、今日までに世界 25 か国へ輸出されている。

9 法第 13 条第 1 項第 4 号ロ該当の有無等

(1) 法第 13 条第 1 項第 4 号ロ該当の有無

申請農林水産物等の名称は、法第 13 条第 1 項第 4 号ロに

該当する

① 登録商標「協同組合青森県黒にんにく協会 AOMORIBLACKGARLICASSOCIATION 青森の黒にんにく AOMORIBLACKGARLIC」

商標権者の氏名又は名称：協同組合青森県黒にんにく協会

登録商標：



指定商品又は指定役務：29 青森県産加工にんにく

商標登録の登録番号：第 5650257 号

商標権の設定の登録及び存続期間の満了の年月日（当該商標権の存続期間の更新登録があったときは、当該商標権の存続期間の更新登録及びその存続期間の満了の年月日を含む。）：

[登録年月日] 平成 26 年 2 月 21 日

[存続期間満了年月日] 令和 6 年 2 月 21 日

- ② 登録商標「青森の黒にんにく協同組合青森県黒にんにく協会」
商標権者の氏名又は名称：協同組合青森県黒にんにく協会
登録商標：

青森の黒にんにく
協同組合青森県黒にんにく協会

指定商品又は指定役務：29 青森県産加工にんにく

商標登録の登録番号：第 5650258 号

商標権の設定の登録及び存続期間の満了の年月日（当該商標権の存続期間の更新登録があったときは、当該商標権の存続期間の更新登録及びその存続期間の満了の年月日を含む。）：

[登録年月日] 平成 26 年 2 月 21 日

[存続期間満了年月日] 令和 6 年 2 月 21 日

- ③ 登録商標「青森の黒にんにく」
商標権者の氏名又は名称：協同組合青森県黒にんにく協会
登録商標：青森の黒にんにく

指定商品又は指定役務：29 青森県産黒にんにく

商標登録の登録番号：第 5777236 号

商標権の設定の登録及び存続期間の満了の年月日（当該商標権の存続期間の更新登録があったときは、当該商標権の存続期間の更新登録及びその存続期間の満了の年月日を含む。）：

[登録年月日] 平成 27 年 7 月 10 日

[存続期間満了年月日] 令和 7 年 7 月 10 日

該当しない

(2) 法第 13 条第 2 項該当の有無（（1）で「該当する」欄にチェックを付した場合に限る。）

- ①登録商標「協同組合青森県黒にんにく協会 AOMORIBLACKGARLICASSOCIATION 青森の黒にんにく AOMORIBLACKGARLIC」

法第 13 条第 2 項第 1 号に該当

【専用使用権】

専用使用権は設定されている。

専用使用権者の氏名又は名称：

専用使用権者の承諾の年月日：

専用使用権は設定されていない。

②登録商標「青森の黒にんにく協同組合青森県黒にんにく協会」

法第 13 条第 2 項第 1 号に該当

【専用使用権】

専用使用権は設定されている。

専用使用権者の氏名又は名称：

専用使用権者の承諾の年月日：

専用使用権は設定されていない。

③登録商標「青森の黒にんにく」

法第 13 条第 2 項第 1 号に該当

【専用使用権】

専用使用権は設定されている。

専用使用権者の氏名又は名称：

専用使用権者の承諾の年月日：

専用使用権は設定されていない。

法第 13 条第 2 項第 2 号に該当

【商標権】

商標権者の承諾の年月日：

【専用使用権】

専用使用権は設定されている。

専用使用権者の氏名又は名称：

専用使用権者の承諾の年月日：

専用使用権は設定されていない。

法第 13 条第 2 項第 3 号に該当

【商標権】

商標権者の承諾の年月日：

【専用使用権】

専用使用権は設定されている。

専用使用権者の氏名又は名称：

専用使用権者の承諾の年月日：

専用使用権は設定されていない。

■ [Redacted]